

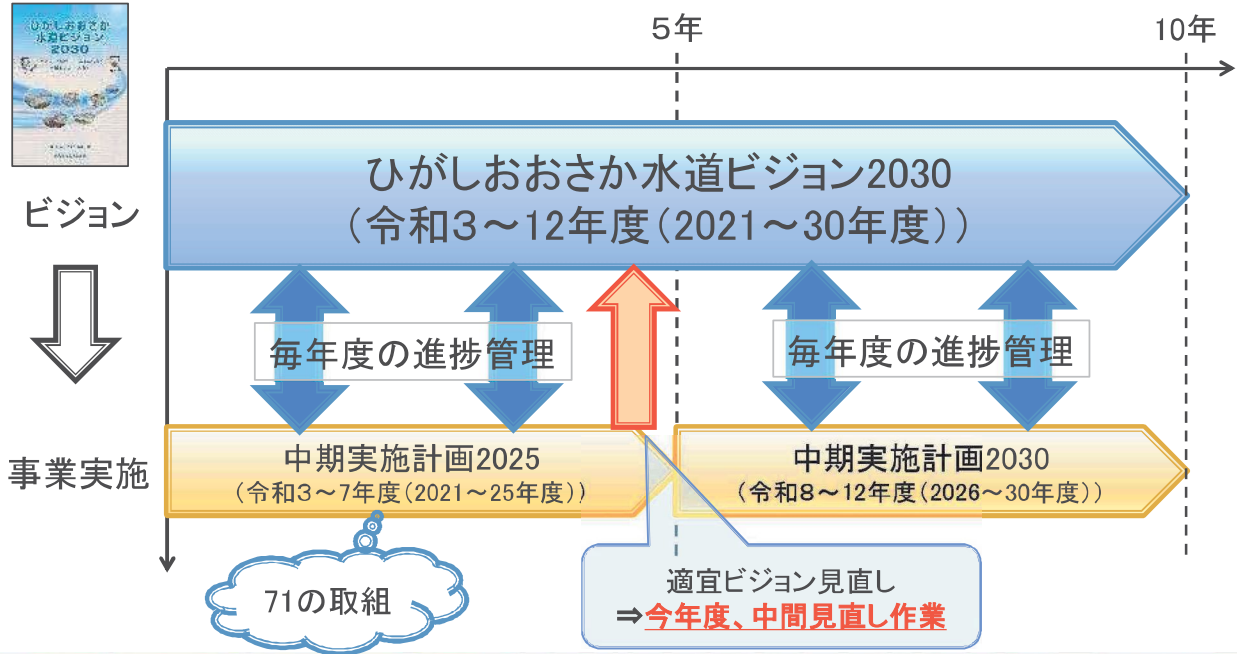
ひがしおおさか水道ビジョン2030
中間見直しについて
(主な見直しの考え方)

東大阪市上下水道局
(水道総務部水道経営室企画課)

令和8年3月

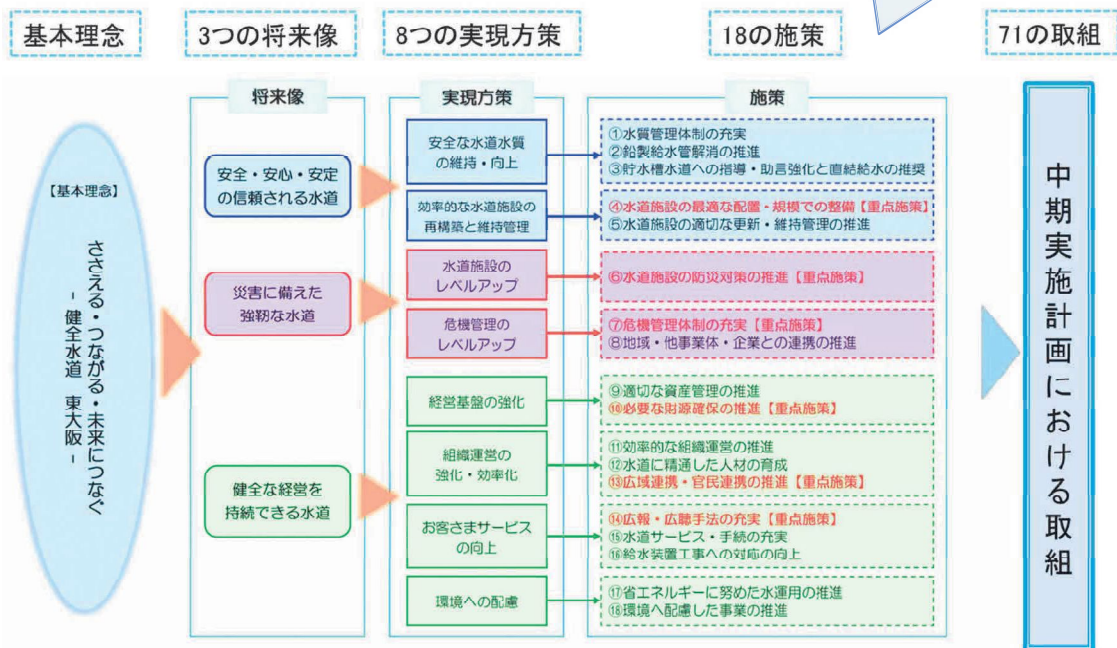
1. ひがしおおさか水道ビジョンについて

ひがしおおさか水道ビジョンは、これからの東大阪の水道が目指す姿および目標を設定した、本市水道事業計画の最上位に位置付けられる計画になります。



1. ひがしおおさか水道ビジョンについて

《 施策体系一覧 》



2. 中間見直しについて

《 本編の目次および構成 》

- 第1章 ひがしおおさか水道ビジョン2030の中間見直しにあたって・・・本編pp.1～4
- 第2章 前期計画期間の評価・・・本編pp.5～26
 - 中間見直しで新たに追加
- 第3章 東大阪の水道が目指す姿・・・本編pp.27～33
- 第4章 実現方策を推進するための18の施策・・・本編pp.34～87
 - 施策毎に見直しを実施
- 第5章 これからの水道事業経営の見通し・・・本編pp.88～97
 - 財政収支の見直しによる更新
- 第6章 ひがしおおさか水道ビジョン2030の実現に向けて・・・本編pp.98～104
 - 管理指標(KPI)見直しによる修正
- 資料編・・・本編pp.105～115

2. 中間見直しについて

《 第1章 ひがしおおさか水道ビジョン2030の中間見直しにあたって 》

本編pp.1～4

中間見直しの趣旨

- ・ 事業環境の変化(水需要減少、老朽化、災害、物価高騰等)への対応の必要性
- ・ 制度改正や社会変化への対応も求められている
- ・ 進捗の点検と今後の施策見直しのため、中間見直しを実施

位置づけ

- ・ 市総合計画と整合を図りつつ、水道事業の最上位計画として位置付け
- ・ 国の「新水道ビジョン」を踏まえ、将来像・目標と施策の方向性を示す
- ・ 持続的な事業運営に向けた「経営戦略」としての役割も担う

計画期間と目標年度

- ・ 目標年度は令和12年度
- ・ 計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間

2. 中間見直しについて

《 第2章 前期計画期間の評価 》 本編pp.5～26

- ✓ 第2章は、中間見直し内容の基となる、中間見直しまでの前期計画期間(令和3年度～令和7年度)の評価を示す形とした。
- ✓ 評価については、東大阪市上下水道事業経営審議会での報告内容及び令和7年度の見込みに基づき凡例のとおり評価を作成した。

凡例

	数値目標あり	数値目標なし
◎	100%	予定通り達成
○	80%以上100%未満	概ね達成
△	80%未満	一部達成しているが遅れている
×	0%	未実施

2. 中間見直しについて

《 第2章 前期計画期間の評価 》

2. 前期計画期間における施策の進捗状況評価

施策① 水質管理体制の充実

取組項目	ビジョンの取組内容及び実績	評価
1 水安全計画の継続的な運用と改善	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画を継続的に運用し、適宜改定を行うことで、水質管理が適切に実施できた。 ◇ 水質基準不適合率 (R6) : 0.0% ◇ 水安全計画の運用・改善 (R6) : 運用中 	◎
2 水質モニターの機能充実・最適配置の実行	<ul style="list-style-type: none"> 水質モニターの計画的な更新を実施した。 ➢ 水質モニター更新の工期が一部延期となったため、評価は○とした。 	○

◎以外の評価項目については、評価の理由を記載

● 水質基準不適合率

給水栓での水質基準値に対する不適合割合を示す指標。

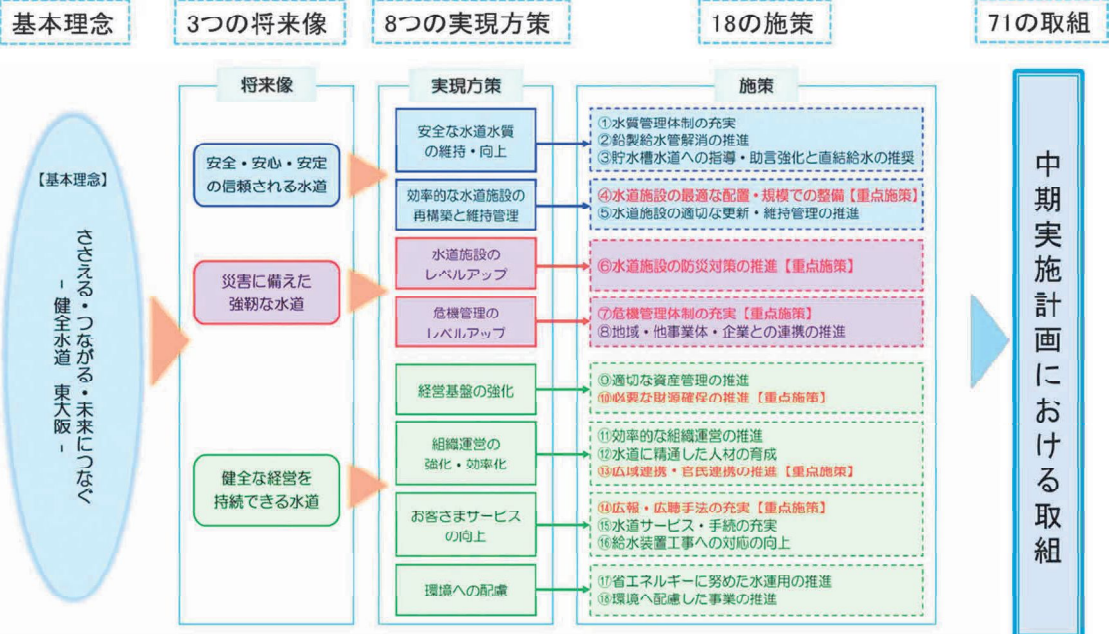


管理指標(KPI)設定項目については、前期計画期間の実績値、中間目標、最終目標を記載

2. 中間見直しについて

《 第3章 東大阪の水道が目指す姿 》 本編pp.27～33

施策体系



2. 中間見直しについて

《 第3章 東大阪の水道が目指す姿 》

SDGs(持続可能な開発)への取組

- 本ビジョンの取組は、SDGsの各目標のうち、目標6・7・11・17と深く関係している
- 施策の推進を通じて、持続可能な事業運営を実現
- SDGs達成に向けた取組を推進



2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》 本編pp.34～87

- ✓ 第4章の各施策毎の中身は、「施策を取り巻く社会状況」「東大阪市の現状と課題」「今後の取組」「管理指標(KPI)」で構成

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

- ✓ 21項目の管理指標(KPI)のうち、7項目について見直した。

見直したKPI

管理指標(KPI)	現状見込 (R7)	最終目標 (R12 修正前)	最終目標 (R12 修正後)	優位性
鉛製給水管率	4.7%	3.1%	1.8%	↓
小規模貯水槽水道点検率	4.6%	100.0%	84.0%	↑
配水池調査率	63.6%	81.8%	100.0%	↑
管路の耐震管率	20.6%	24.3%	25.0%	↑
基幹管路の耐震適合率	60.3%	65.3%	67.8%	↑
重要給水施設配水管路の耐震適合率	44.6%	54.4%	56.0%	↑
給水収益に対する企業債残高の割合	299.9%	350.0%以下	500.0%以下	↓

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策② 鉛製給水管解消の推進

管理指標 (KPI)

- ✓ 「鉛製給水管率」について、令和6年4月改定の鉛管解消計画(第2版)及びこれまでの実績を踏まえ、最終目標(R12)を当初目標3.1%から1.8%に引き下げた。
 ……(本編p.40)

指標項目	当初実績 R1	中間目標 R7	現状見込 R7	最終目標R12 (見直し前)	最終目標R12 (見直し後)
鉛製給水管率	8.4%	5.5%	4.7%	3.1%	1.8%
鉛製給水管使用件数	15,308件	10,022件	8,521件	5,610件	3,382件
給水件数	181,365件	181,365件	181,303件	181,365件	182,985件

《 最終目標設定の考え方 》

- これまでの実績を踏まえて、令和6年4月「鉛管解消計画(第2版)」に改定
- 計画に基づき、鉛製給水管の**解消を継続的に実施**
- 「鉛管解消計画(第2版)(令和6年4月改定)」のR12目標値を設定
 $= (\text{鉛製給水管使用件数} / \text{給水件数}) \times 100$
 $= (3,382\text{件} / 182,985\text{件}) \times 100 = \mathbf{1.8\% (R12)}$

2. 中間見直しについて

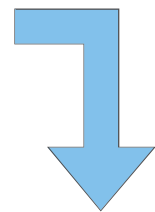
《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨

管理指標 (KPI)

- ✓ 「小規模貯水槽水道点検率」について、目標設定の見直しを行った。 ……(本編p.43)

修正前 指標項目	当初実績 R1	中間目標 R7	現状見込 R7	最終目標R12 (見直し前)
小規模貯水槽水道点検率	—	80.0%	4.6%	100.0%
5年以内に点検を実施した 小規模貯水槽水道件数	—	3,816件	179件	4,772件
小規模貯水槽水道件数	—	4,772件	3,921件	4,772件



修正後 指標項目	R8	R9	R10	R11	最終目標R12 (見直し後)
小規模貯水槽水道点検率	30.0%	60.0%	68.0%	76.0%	84.0%
①一次調査 (対象:3,921件)	実施 50%(1,960件)	実施 100%(1,961件)	—	—	—
②二次調査 (対象:①の内適正でないもの)	—	—	実施 約20%(約320件) 【全体の8%】	実施 約40%(約320件) 【全体の16%】	実施 約60%(約320件) 【全体の24%】
R13年以降のための事前調査(一次調査)を予定				実施	実施

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策③ 貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水の推奨

管理指標(KPI) ✓ 「小規模貯水槽水道点検率」の考え方について

①一次調査 (対象:3,921件)

- 小規模貯水槽の外観調査と使用水量の調査を行う。
 - **外観調査**では、貯水槽の損傷状態等を確認し、施設の表面状態や配管状態を確認する。
 - **使用水量の調査**では、貯水槽の使用水量と貯水槽内部の水の滞留状況を確認する。
- ⇒ 一次調査において、**約60%(約2,400件)が適正であると仮定。**

②二次調査

対象:一次調査不適正となった約40%{約1,600件}

- 一次調査の内容で不適正となったものや貯水槽の外観調査ができていないものに対して、**貯水槽の所有者や管理者に書面通知をおこない現地調査を行う。**
- ⇒ 5年間で一巡(約320件/年)する計画とする。

※対象件数については変動が見込まれる。(小規模貯水槽から届け出の無い直結給水化など)

一次調査:対象3,921件×60%=2,353件 ⇒ **約2,400件**

二次調査:3,921件-2,353件=1,568件 ⇒ 約1,600件÷5年間=**約320件/年** 約320件/年÷対象3,921件=**8%/年**

✓ **上記方法により計画的に点検を促し、水質の安全性を維持し、満足度を高める。**

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備

重点施策

今後の取組

- ✓ 水道施設の再編推進(配水池及び浄水場等の統合整備)の概要を追加
・・・(本編pp.47～48)

■再編推進事業の主要施設(水走配水場)の現状・課題

- ・ 水走配水場は、平野部への配水、山麓部への送水及び市内全水道施設の集中監視制御を行っており、本市配水量の約50%を占める**最大かつ最重要の急所施設。**
- ・ 一方、昭和41年の供用開始から約60年が経過しているため、老朽化が進行しており、多くの施設は耐震性を有していない状況。
- ・ 平時はもとより地震等災害時における水走配水場の機能停止は、市内配水に大きな影響を及ぼすことが想定され、基幹施設・急所施設として水走配水場の**全面的な更新及び耐災害性の強化**が必要。

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備

重点施策

■ 整備の内容

- 水走配水場の整備にあたっては、水需要の減少に対応するためにダウンサイジングした規模に見直すとともに、市内水道施設の最適な配置も見据えた**統合配水場**として整備

《 整備方針 》

- 将来の水需要や耐災害性強化を踏まえた同一水源系統における4施設の廃止を伴う水道施設の統合整備を実施する。

《 統合配水場の整備により廃止が可能となる施設 》

- 水走配水場、菱屋西配水場、石切低区浄水場、石切低区取水場

水走配水場	菱屋西配水場	石切低区浄水場	石切低区取水場
			
配水池容量 58,400m ³	9,800m ³	3,000m ³	—

配水池容量

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策④ 水道施設の最適な配置・規模での整備

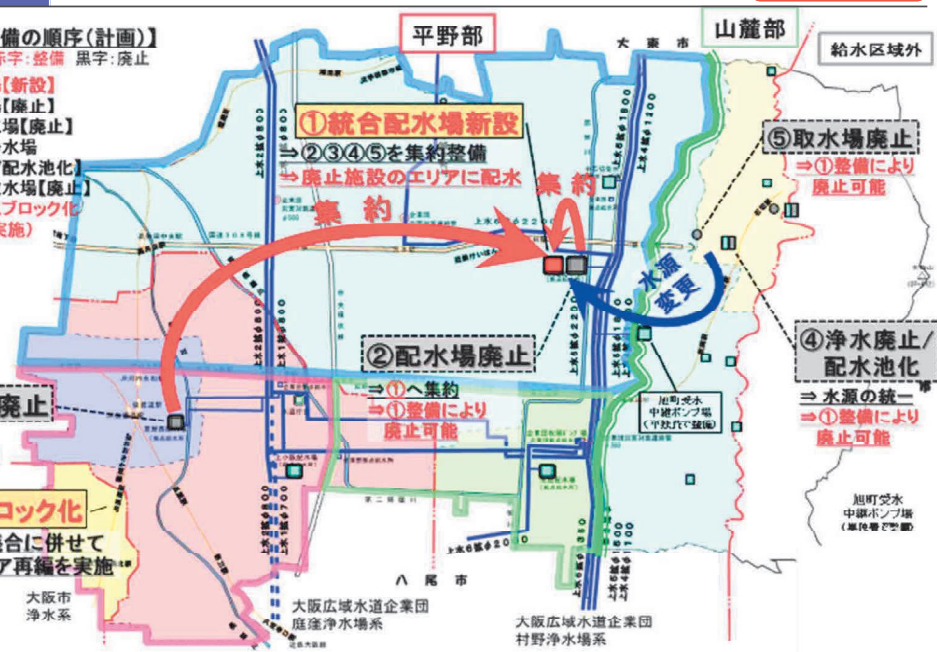
重点施策

【施設再編整備の順序(計画)】

赤字:整備 黒字:廃止

- ① 統合配水場【新設】
- ② 水走配水場【廃止】
- ③ 菱屋西配水場【廃止】
- ④ 石切低区浄水場【浄水廃止/配水池化】
- ⑤ 石切低区取水場【廃止】
- ⑥ 平野部配水ブロック化(平行して実施)

- ③ 配水場廃止
⇒ ①へ集約
⇒ ①整備により
廃止可能
- ⑥ 配水ブロック化
⇒ 施設統合に併せて
配水エリア再編を実施



水道施設再編事業の計画概要

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進

施策を取り巻く社会状況

- ✓ 上下水道施設の戦略的な維持管理・更新や鑄鉄管の解消に向けた「鑄鉄管更新計画」を策定した旨を追加・・・(本編p.49)
- ✓ 持続可能な上下水道システムの構築の実現に向けて、**上下水道DXの推進**が必要である旨を追加

今後の取組

- ✓ 「計画的な管路の更新・保全」に、「鑄鉄管更新計画」に基づいた取組を追加・・・(本編p.51)
 - ・ 老朽管については、策定した「鑄鉄管更新計画」に基づき解消を進めます。
特に緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管については優先的に取り組めます。

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑤ 水道施設の適切な更新・維持管理の推進

管理指標(KPI)

- ✓ 「配水池調査率」について、コンクリート製配水池(11機場)の点検を5年に1回することとし、最終目標(R12)を当初目標より引き上げた。・・・(本編p.53)

指標項目	現状見込 (R7)	最終目標 (R12 修正前)	最終目標 (R12 修正後)
配水池調査率	63.6%	81.8%	100.0%

※配水池調査率 = (調査済施設数/コンクリート製配水池施設数) × 100
= (7機場/11機場) × 100 = **63.6%(R7)**

定期的な調査を実施

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑥ 水道施設の防災対策の推進

重点施策

管理指標(KPI)

- ✓ 「管路の耐震管率」について、令和6年度までの実績を踏まえ、最終目標(R12)を当初目標24.3%より25.0%に引き上げた。・・・(本編p.57)

指標項目	当初実績 R1	中間目標 R7	現状見込 R7	最終目標R12 (見直し前)	最終目標R12 (見直し後)
管路の耐震管率	15.8%	19.9%	20.6%	24.3%	25.0%
耐震管延長	163.8km	207.0km	215.1km	252.7km	260.5km
管路延長	1040.0km	1042.2km	1045.8km	1040.3km	1043.1km

※計画期間内での新設管・休止管により管路延長が増減する

《 最終目標設定の考え方 》

- 現状の管路更新計画に則った優先順位や財政計画に基づく**整備・耐震化を継続的に実施**
※ R8～R12整備予定延長 約45.4km
- これまでの実績や見込みでは、目標から上振れ(R6目標:19.0%、実績:19.4%)ている状況であり、**今後の投資を考慮しつつ取組を継続**することで、**R12見込みは0.7ポイント上積みされた25.0%**になる

※ なお、積極的に取り組んだ結果、現時点におけるR7布設延長は12.1km程度を予定しており、中間目標は達成できる見込み

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑥ 水道施設の防災対策の推進

重点施策

管理指標(KPI)

- ✓ 「基幹管路の耐震適合率」について、令和6年度までの実績を踏まえ、最終目標(R12)を当初目標65.3%より67.8%に引き上げた。・・・(本編p.57)

指標項目	当初実績 R1	中間目標 R7	現状見込 R7	最終目標R12 (見直し前)	最終目標R12 (見直し後)
基幹管路の耐震適合率	33.5%	53.2%	60.3%	65.3%	67.8%
耐震適合性のある基幹管路延長	22.4km	24.0km	26.2km	28.2km	27.6km
基幹管路延長	66.9km	45.1km	43.4km	43.2km	40.7km

※計画期間内での新設管・休止管により管路延長が増減する

《 最終目標設定の考え方 》

- 現状の管路更新計画に則った優先順位や財政計画に基づく**整備・耐震化を継続的に実施**
- 1期では基幹・重給管路整備を重点的に進めたため目標を大きく上回る見込みである一方、今後は**大口径や非開削工法の費用が嵩む工事を計画(国費充当を想定)**する
- よって、**基幹管路の整備延長は当初計画の1/2**を見込むこととする(重給管路に含まれる基幹管路分も同様)
※ R8～R12【基幹】予定延長 4.0km⇒2.0km
- **今後の投資を考慮しつつ取組を継続**することで、**R12見込みは2.5ポイント上積みされた67.8%**になる

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑥ 水道施設の防災対策の推進

重点施策

管理指標 (KPI)

- ✓ 「重要給水施設配水管路の耐震適合率」について、令和6年度までの実績を踏まえ、最終目標(R12)を当初目標54.4%より56.0%に引き上げた。・・・(本編p.57)

指標項目	当初実績 R1	中間目標 R7	現状見込 R7	最終目標R12 (見直し前)	最終目標R12 (見直し後)
重要給水施設配水管路 の耐震適合率	33.4%	39.6%	44.6%	54.4%	56.0%
耐震化済重要給水施設配水管路延長	30,3km	34,0km	39,4km	47,1km	49,5km
重要給水施設配水管路延長	90,6km	85,9km	88,3km	86,7km	88,3km

※計画期間内での新設管・休止管により管路延長が増減する

《 最終目標設定の考え方 》

- 現状の管路更新計画に則った優先順位や財政計画に基づく**整備・耐震化を継続的に実施**
- 1期では基幹・重給管路整備を重点的に進めたため目標を大きく上回る見込みである一方、今後は**大口径や非開削工法の費用が高む工事を計画(国費充当を想定)**する
- よって、**基幹管路の整備延長は当初計画の1/2**を見込むこととする(重給管路に含まれる基幹管路分も同様)
※ R8～R12【重給】予定延長 約12.1km⇒10.1km
- **今後の投資を考慮しつつ取組を継続**することで、**R12見込みは1.6ポイント上積みされた56.0%**になる

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑦ 危機管理体制の充実

重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ✓ 厚生労働省から国土交通省への事務移管による影響を追加・・・(本編p.58)
 - 水道事業が厚生労働省から国土交通省、環境省へ事務移管されたことに伴い、災害復旧事業の手続きなど新たな制度に対応していく必要があります。

東大阪市の現状と課題

- ✓ 水源に関する危機管理について追加
 - 本市には大きな水源がなく、大阪広域水道企業団からの受水に依存しています。このため、受水先の水源に対する危機意識が浸透しにくい状況です。

2. 中間見直しについて

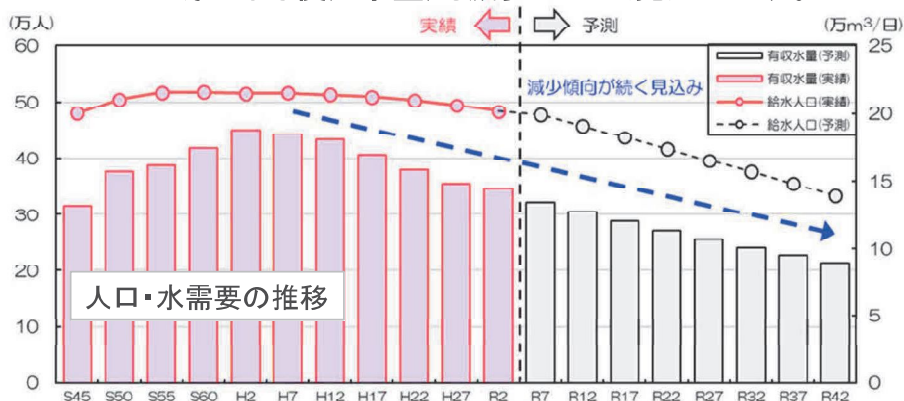
《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑨ 適切な資産管理の推進

東大阪市の現状と課題

✓ 今後の水需要予測及び給水収益予測を追加・・・(本編pp.63～64)

- 本市の人口は、この30年余り減少しており、その傾向は今後も続くものと予想されます。また、人口の減少と併せて、水需要(有収水量:水道料金の対象となる使用水量)も減少していく見込みです。



ビジョン中間見直しにあたり、水需要予測の見直しを実施

※ 財政収支見通しの検討には低位推計結果(令和5年度国立社会保障・人口問題研究所の推計人口)を採用

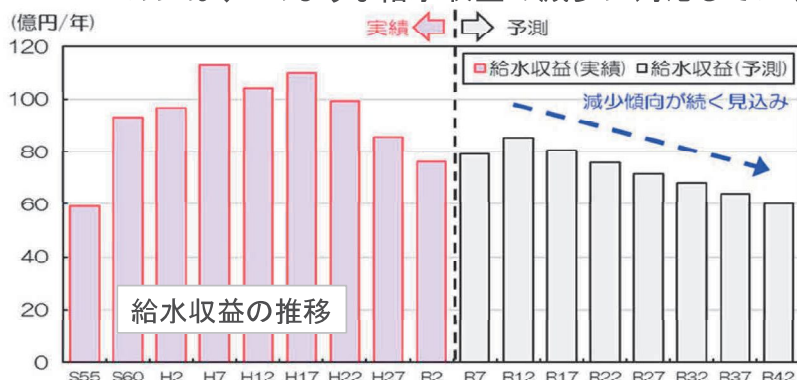
2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑨ 適切な資産管理の推進

東大阪市の現状と課題

- 有収水量の減少による影響から、給水収益についても減少傾向となっています。令和7年度の料金改定により、給水収益は一時的に上昇するものの、以降は減少傾向が続くものと予測されます。
- 今後も安全な水を安定的にお届けするライフラインの機能を維持していくためには、このような給水収益の減少に対応していく必要があります。



今後、料金改定を行わなかった場合の給水収益の推移

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑩ 必要な財源確保の推進

重点施策

東大阪市の現状と課題

- ✓ 料金改定の実施を追加・・・(本編p.66)
 - 令和6年11月の上下水道事業経営審議会からの答申を受け、令和7年10月から約19%、令和10年4月から約8%の二段階での料金改定を市議会へ提案しました。
 - 市議会での審議の結果、令和7年10月の約19%の改定については、水道事業の財政状況や耐震化推進の必要性から緊急性が認められ、可決されました。
 - 令和10年4月の約8%の改定については、国の補助金拡充の動きや物価上昇に対する市民負担が考慮されたことから、現時点では見送られました。
- ✓ 企業債残高について、現状の考え方に更新
 - 給水収益に対する企業債残高(借金)の割合は、令和6年度末時点で270.8%です。適切な施設更新のためには、資金確保のため一定の企業債の発行が必要となりますが、将来世代の負担が過大にならないよう企業債残高を適正に管理する必要があります。

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑩ 必要な財源確保の推進

重点施策

管理指標(KPI)

- ✓ 「給水収益に対する企業債残高の割合」について、上下水道事業経営審議会での審議を踏まえ、水走配水場更新への投資期間については、一時的に500%以下まで許容することとし、最終目標(R12)を、当初目標から引き上げ・・・(本編p.68)

指標項目	現状見込 (R7)	最終目標 (R12 修正前)	最終目標 (R12 修正後)
給水収益に対する 企業債残高の割合	299.9%	350.0%以下	500.0%以下

事業推進のため
一時的に緩和

※給水収益に対する企業債残高の割合 = (企業債残高/給水収益) × 100
= (23,721,402千円/7,909,896千円) × 100 = 299.9%(R7)

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑬ 広域連携・官民連携の推進

重点施策

施策を取り巻く社会状況

- ✓ 内閣府の「PPP/PFI*推進アクションプラン(令和5年度改定版)」において、ウォーターPPPの活用が位置づけられた旨を追加・・・(本編p.74)

東大阪市の現状と課題

- ✓ 大阪広域水道企業団との経営統合が否決された旨を追加
 - 大阪府は、大阪広域水道企業団を核とした府域一水道を目指しており、現在19団体が経営統合しています。本市においては令和7年度からの統合に向けて協議を進めてきましたが、令和6年3月定例会での否決を受けて、経営統合を見送りました。

*PPP/PFI

PPPは、「Public Private Partnership」の略で、官民協力、官民協働をさす。
PFI(Private Finance Initiative)は、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。
「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、1992年にイギリスで導入された。

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑬ 広域連携・官民連携の推進

重点施策

今後の取組

- ✓ 「大阪広域水道企業団との統合を含む広域化の検討」について、現状に合わせた取組内容に修正・・・(本編p.76)
 - 水道の基盤強化の有効策である「広域連携の推進」に向けた取組として、大阪広域水道企業団をはじめとする府域の動向を注視しつつ、広域連携の在り方や将来的な経営統合の可能性について、引き続き検討を進めていきます。
- ✓ 「民間活力を利用した新たな発注方法の調査・実施」に新水道庁舎整備事業について追加
 - 新水道庁舎整備事業ではPFI手法を採用し、令和7年3月に事業契約を締結して事業を推進しています。今後は、この取組で得られた知見を他の事業の検討にも活用していきます。

2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑮ 水道サービス・手続きの充実

今後の取組

✓ 「各種手続き・問合せ窓口の一元化・電子化の推進」に管路情報のウェブサイト上への公開について追加・・・(本編p.81)

- 窓口サービスの一元化や電子化の推進として、**令和8年度からは管路情報を東大阪市のウェブサイト**に公開されている「**e～まちマップ**」に掲載し、ウェブサイト上で閲覧可能になる予定です。
また**給水装置工事に関する手続きの電子化**を令和8年度から段階的に実施し、より満足度の高い水道サービスの提供を推進します。

水道の管路情報を公開予定



2. 中間見直しについて

《 第4章 実現方策を推進するための18の施策 》

施策⑱ 環境へ配慮した事業の推進

施策を取り巻く社会状況

✓ 水道事業における脱炭素化について追加・・・(本編pp.85～86)

東大阪市の現状と課題

✓ 東大阪市では、脱炭素社会の実現に向け、2020年5月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した旨を追加

今後の取組

✓ 「再生可能エネルギー発電(太陽光・マイクロ水力発電)導入の推進」について、新水道庁舎整備事業における取組を追加

- 脱炭素社会の実現に向けて、新水道庁舎整備事業では、建物全体で高い省エネルギー性能を確保する「ZEB Ready」認証の取得を予定しており、省エネルギー化を進めています。

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し 》

第5章は、ビジョン中間見直しに伴い全体的に見直しを実施。・・・(本編pp.88～97)

投資の見通し
(施設整備計画)

と

財政収支の見通し
(財政シミュレーション)

を、全体的に見直し

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ～1. 投資の見通し～ 》

水道の施設整備は、水道施設等再構築事業として5年毎に【第1期】【第2期】に分けて計画を立てている。

水道施設等再構築事業

【第1期】令和3～7年度

【第2期】令和8～12年度

- **水道施設再構築**・・・**施設**の更新
 - 水走配水場、新水道庁舎、その他施設等の更新
- **水道管網再構築**・・・**管路**の更新
 - 基幹管路整備、老朽管対策等



2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し～1. 投資の見通し～》

当初計画との比較

当初計画策定時の事業計画と、今回の見直しにおける実績・見込との比較は下記のとおり。

	【第1期】 令和3～7年度		【第2期】 令和8～12年度		【合計】 令和3～12年度	
	当初計画	実績(見込)	当初計画	見込	当初計画	実績+見込
水道施設再構築	57億円	26億円	19億円	110億円	75億円	136億円
水走配水場	4億円	4億円	-	9億円	4億円	13億円
新水道庁舎	20億円	5億円	-	29億円	20億円	34億円
その他	33億円	17億円	19億円	72億円	52億円	89億円
水道管網再構築	119億円	125億円	127億円	175億円	246億円	300億円
合計	176億円	151億円	146億円	285億円	322億円	436億円

(注)合計と内訳の数字は、億円単位での端数処理を行っているため一致しない場合があります。

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し～1. 投資の見通し～》

第1期(令和3年度～令和7年度)における評価

(水道施設再構築事業)

当初計画57億円に対し実績(見込)は26億円

31億円減少 ↓

- ・ 水走配水場の更新に向けた調査に着手、新水道庁舎は主に第2期で整備
- ・ その他、旭町受水中継ポンプ場は、事業計画を精査し第1期から第2期へ変更

(水道管網再構築事業)

当初計画119億円に対し実績(見込)は125億円

6億円増加 ↑

- ・ 管路更新は、段階的に年間1%(約10km)まで引き上げ

✓ 第1期(令和3年度～令和7年度)の5年間の事業費の合計は、当初計画176億円に対し実績(見込)は151億円

25億円減少 ↓

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し～1. 投資の見通し～》

第2期(令和8年度～令和12年度)における計画概要

(水道施設再構築事業)

当初計画19億円に対し見込は110億円

91億円増加 ↑

- 水道施設の再編整備を引き続き推進し、水走配水場の設計業務に着手予定
- 第1期から継続している新水道庁舎は、令和9年度末に完成予定
- 旭町受水中継ポンプ場の新設、老朽化した機械・電気・計装設備の計画的な更新を実施
- 事業費について、近年の建設工事費の上昇を考慮

(水道管網再構築事業)

当初計画127億円に対し見込は175億円

48億円増加 ↑

- 管路更新は、年間1%(約10km)で実施予定
- 管路口径を適正規模に見直すダウンサイジングを継続
- 基幹管路及び重要給水施設配水管路の更新・耐震化をより積極的に推進

✓ 第2期(令和8年度～令和12年度)の5年間の事業費の合計は、**当初計画146億円に対し見込は285億円**

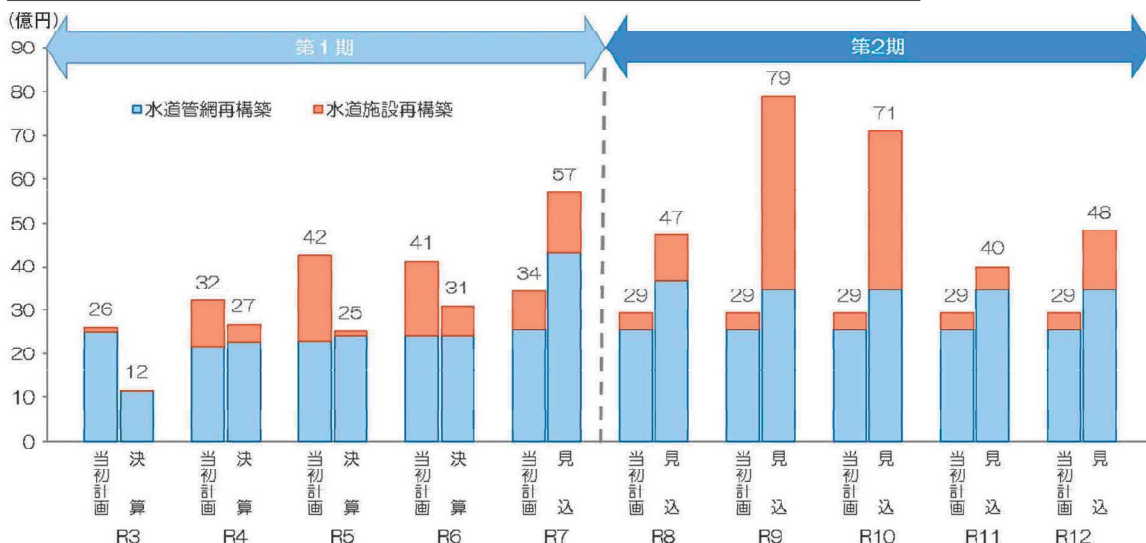
139億円増加 ↑

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し～1. 投資の見通し～》

投資の見通し

当初計画策定時以降の状況変化を反映して、令和12年度までの投資額について試算した結果、計画期間内の総事業費(事務費除く)は、当初計画策定時の約322億円(税込)から**114億円増加**によって、**約436億円(税込)**となる見込み。



2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ～2. 財政収支の見通し～ 》

財政健全化のための取組方針

方針1 料金水準の見直しにより必要な財源確保を図ります

- 概ね給水収益の6ヵ月分相当の資金残高を確保することを目標とする。
- 今後も料金水準のあり方について継続的に検討し、必要な財源確保を図る。

方針2 将来世代への過度な負担を残さないように企業債残高を適正に管理します

- 上下水道事業経営審議会における令和6年11月での審議を踏まえ、水走配水場更新への投資期間については一時的に500%以下まで許容することとし、**最終目標(令和12年度)を当初の350%以下から500%以下へ見直す。**ただし、水走配水場更新への投資期間終了後は、企業債残高の抑制に努め、将来的には当初目標の350%以下とする。

方針3 国費を積極的に活用し施設整備を推進します

- 水走配水場や管路の更新事業においては、国費を積極的に活用することで**財政負担の軽減を図りながら、効率的かつ計画的な施設整備を推進する。**

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ～2. 財政収支の見通し～ 》

財政収支の見通し

水需要の予測やこれまでの実績、計画期間において予定される事業や施策に基づいて、財政収支の見通しを算出。

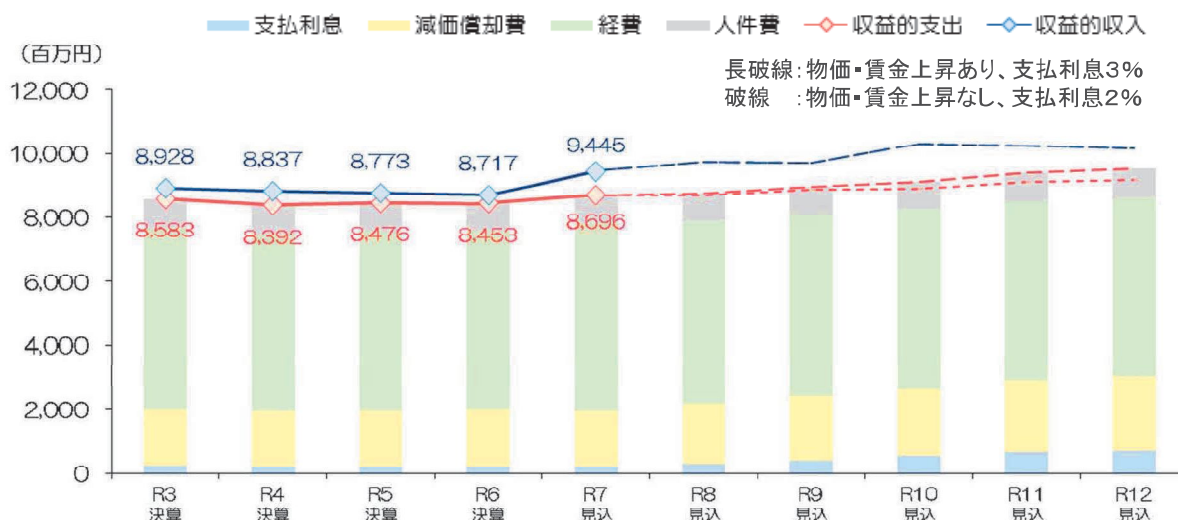
		財政収支の試算における考え方
収益的収支	料金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水需要予測(低位)に基づく有収水量 ・ R10に約8%の料金改定を見込むと仮定
	人件費	職員数計画をもとに、賃金上昇率を考慮して算出
	経費	実績(R7見込値)や計画をもとに、動力費・修繕費・委託料等を物価上昇率を考慮して計上
	支払利息	新規企業債利息は、R7以降3%で計上
資本的収支	企業債	建設改良費の85%以内で、企業債残高対給水収益比率が500%以下となる範囲で計上
	国費	管路更新事業費の1/10、水走配水場更新事業費の1/4を計上
	建設改良費	水道施設等再構築事業に必要な事業費を近年の建設工事費の上昇を考慮して計上

2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ~2. 財政収支の見通し~ 》

収益的収支

令和10年4月に約8%の料金改定を見込むと仮定した場合、**収益的収支の黒字は確保できる見込み**であるが、昨今の厳しい経済環境やコスト増大を背景に、経営は厳しい状況が見込まれる。



2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ~2. 財政収支の見通し~ 》

資本的収支

資本的収支においては、資本的支出に対して資本的収入が恒常的に不足するため、新規企業債(借金)の借入や補填財源の充当により資金を確保。

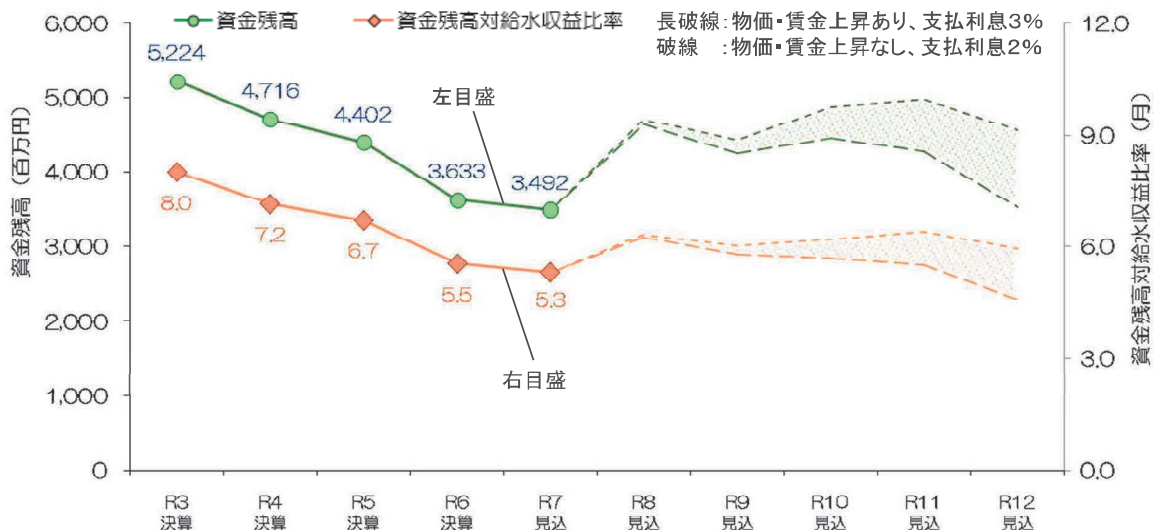


2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ~2. 財政収支の見通し~ 》

資金残高

資金残高は、建設物価の上昇に加え、昨今の物価、賃金、金利の上昇を見込んだ場合、令和12年度の資金残高は財政目標の6ヵ月分を下回る可能性がある。



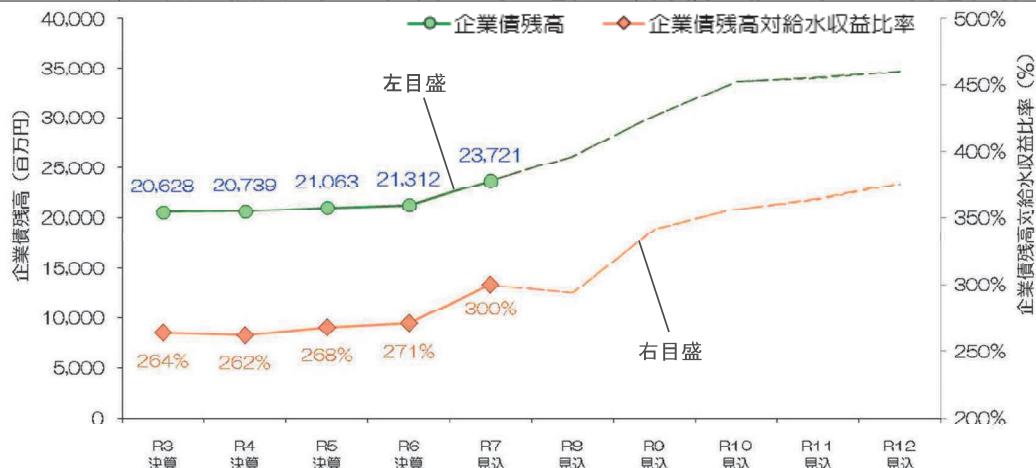
2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ~2. 財政収支の見通し~ 》

企業債残高

企業債は、施設更新を計画的に進めるための重要な財源である一方、将来世代への過度な負担とならないようにするため、水走配水場更新など大規模投資が集中する期間は、企業債残高対給水収益比率を一時的に500%以下まで許容する。

ただし、更新投資終了後は企業債残高の抑制に努め、将来的には350%以下を目標とすることで、必要な投資と健全経営の両立を図り、持続可能な事業運営を目指す。



2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ～2. 財政収支の見通し～ 》

料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用を給水収益のみで賄えている100%以上となるように努める。

建設物価の上昇に加え、昨今の物価、賃金、金利の上昇を見込んだ場合、令和12年度の料金回収率が財政目標の100%を下回る可能性がある。



2. 中間見直しについて

《 第5章 これからの水道事業経営の見通し ～まとめ～ 》

投資の見通し

- ✓ 第1期(令和3年度～7年度)の5年間の事業費の実績(見込)は、一部事業が第2期で実施することとなったため、当初計画より減少した。
- ✓ 第2期(令和8年度～12年度)の5年間の事業費の見込は、**第1期からの事業の繰越や、近年の建設工事費の上昇等により、当初計画より大幅に増加する見通し。**

財政収支の見通し

- ✓ **令和6年度の料金改定検討時より、物価、賃金、金利の上昇が顕著であるため、令和10年4月に約8%の料金改定を行うと仮定して見込んだ場合でも、財政目標を下回る可能性がある。**
- ✓ 今後の社会情勢や事業環境の変化について、引き続き注視する必要がある。
- ✓ 財政健全化のための取組方針に基づき、引き続き**料金水準の見直しや企業債残高の適正な管理により安定的な事業運営に必要な財源を確保しつつ、国費を積極的に活用することで財政負担の軽減を目指す。**